

「組合員からの個別相談に関する対応ルールについて」と 「大会議事運営規則」について

今回は、3月29日（木）執行委員会で決定した二つの重要な規則等をご報告します。

一つは、「組合員からの個別相談に関する対応ルールについて」で、これは、組合員からの個別相談に関して、書記局（本部）－支部－組合員との関係のあり方について複数の方からご意見をいただき、改めてその整理と確認が必要と考えたものです。

整理の主な目的は、(1)対応主体と書記局－支部の関係の明確化、(2)支部との情報共有、(3)支部の主体性の発揮、になります。

1月執行委員会で原案を決め、2月上旬に東広島地区・広島地区支部連絡会議、及び、全支部（支部長宛）へ提案して、検討をお願いしました。そして、当該支部連絡会議及び各支部からの意見等をいただいて、若干の修正を加えた後、決定したものです。

もう一つは「大会議事運営規則」です。当組合では組合大会に関する議事運営規定が整備されていませんでした。しかし、組合大会は組合における最高議決機関であり、その運営に関する規定は組織にとって非常に重要な意味を持ちます。

11月及び12月の二度の執行委員会で審議して原案を決定し、1月上旬に広島地区・東広島地区支部連絡会議、及び、全支部（支部長宛）へ提案して、検討をお願いしました。また、1月メール通信でもそのポイントをご説明しました。そして、支部等から出された意見等も踏まえて決定したものです。

ご質問等がありましたら、書記局までお寄せ下さい。
(文責：小藪)

報告 1

組合員からの個別相談に関する対応ルールについて

2012年 3月29日
広島大学教職員組合

組合員から個別具体的な相談を受けた場合は、以下を原則として対応する。

1. 最初の相談を書記局が受けた場合

(1) 相談者本人へ、所属支部へ情報提供することの可否について確認する。

① 所属支部への情報提供が可の場合 → 以下の(2)以降へ

② 所属支部への情報提供が否の場合 → 「3. 相談者から部外秘を要請された場合」へ

(2) 支部への報告と対応主体の決定

書記局から組合員の所属支部長へ相談内容を報告し、対応を書記局または支部のいずれが行なうかを決定する。

(3) 対応主体が書記局となった場合

書記局が責任を持って対応し、該当支部長に対しては適宜、必要な報告及び相談を行なう。

(4) 対応主体が支部となった場合

① 支部が責任を持って対応し、書記局に対しては適宜、必要な報告及び相談を行なう。

② 支部での対応が困難になった場合は、支部長よりその旨を書記局へ報告し、書記局が対応主体となることを要請する。

書記局が対応主体となった場合は、上記(3)と同様になる。

2. 最初の相談を支部が受けた場合

(1) 相談者本人へ、書記局へ情報提供することの可否について確認する。

① 書記局への情報提供が可の場合 → 以下の(2)以降へ

② 書記局への情報提供が否の場合 → 「3. 相談者から部外秘を要請された場合」へ

(2) 対応主体の決定

支部は、対応主体について検討し、決定する。

(3) 対応主体が支部となった場合

①支部が責任を持って対応し、書記局に対しては適宜、必要な報告及び相談を行なう。

②支部での対応が困難になった場合は、支部長よりその旨を書記局へ報告し、書記局が対応主体となることを要請する。

書記局が対応主体となった場合は、下記(4)と同様になる。

(4) 対応主体が書記局となった場合

①支部の判断で対応主体は書記局が妥当となった場合は、支部長よりその旨を書記局へ報告し、書記局が対応主体となることを要請する。

②書記局は責任を持って対応し、該当支部長に対しては適宜、必要な報告及び相談を行なう。

3. 相談者から部外秘を要請された場合

(1) 相談を受けた部署（書記局または支部）は責任を持って個別に対応する。

ただし、支部が担当する場合は、個人情報明らかとならない範囲で書記局へその旨を報告する。

(2) 個別の対応が困難となった場合は、相談者の事前了承を得て、書記局または相談者所属支部長へ相談する。

(3) 対応主体を変更しようとする場合は、相談者の事前了承を得た上で行なう。

4. 例外について

(1) 時間的余裕がない場合

相談者が所属支部または書記局への情報提供を可とする場合で、時間的余裕がなく、書記局と支部との連絡・確認を行なうことが困難なときは、相談を受けた部署（書記局または支部）が責任を持って対応し、その経過または結果を書記局または所属支部長へ報告する。

以上

(補足)

本ルールの改廃は執行委員会が行なう。

大会議事運営規則

広島大学教職員組合

報告2

(目的・適用)

第1条 この規則は、大会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 大会の議事の運営については、法令並びに組合同規約及び組合同規約細則に定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(代理人)

第2条 大会代議員（以下、「代議員」という）は、代議員が所属する支部の組合員を代理人とすることができる。

2 代理人は、2名までの代議員を代理することができる。

3 代理人は、その代理権を他の者に代理させることはできない。

(書面議決)

第3条 代議員は、書面により議決権を行使することができる。

2 代議員が書面により議決権を行使する場合には、議案に対する賛否を明示した書面に署名または記名押印したものを、大会の開会までにこの組合に提出しなければならない。

3 代議員が書面議決権を行使した場合は、これを出席者とみなす。

(資格審査)

第4条 代議員が大会に出席する場合には、この組合の発行した代議員宛の大会開催通知を提示することを要する。ただし、支部より当該支部の代議員として組合に対してあらかじめ通知のあった者で代議員本人であることが明らかである場合は、この限りでない。

2 代議員の代理人が大会に出席する場合には、代理権を証する書面として、その大会代議員が署名または記名押印した委任状を提出しなければならない。ただし、組合に対してあらかじめ委任状が提出されている場合は、この限りでない。

(開会)

第5条 執行委員長または執行委員長の指名した執行委員は、出席した代議員及び代理人が代議員総数の過半数に達したときは、出席状況を会場に報告し、開会を宣言する。

(議長)

第6条 大会は、すべての議事に先立って、出席した代議員の中から議長を互選する。

2 議長は2名以内とする。

3 議長は大会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議事録署名人)

第7条 議長は、議事の開始にあたって、出席した代議員の中から議事録署名人2名を任命する。

2 議事録署名人は、大会議事録に記名押印する。

(書記及び大会運営補助員)

第8条 大会に書記及び大会運営補助員をおく。

2 書記及び大会運営補助員は、議長が各々若干名を任命する。

3 大会運営補助員は、大会議事の円滑な進行を図るために議長を補佐する。

(途中退席)

第9条 出席した代議員または代理人が、大会の終了前に退席しようとするときは、議長または大会運営補助員にその旨を申し出なければならない。

2 前項により退席する代議員または代理人が退出時に書面議決書を提出した場合は、第3条第2項の規定にかかわらず、これを有効として取り扱う。

(議案)

第10条 大会においては、組合規約細則第16条の規定により、あらかじめ通知された議案についてのみ議決する。ただし、組合規約により大会の審議事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(発言)

第11条 発言は、議長の許可を得た上で行なうことができる。

2 発言者は、所属支部、代議員・代理人・役員・オブザーバーの区別、氏名を告げてから発言しなければならない。

3 発言は、議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならない。

4 発言はすべて簡明にしなければならない。

5 大会の運営上必要があるときは、議長は発言時間を制限することができる。

(発言制限違反に対する処置)

第12条 発言が前条の規定に違反すると認めるとき、または以下の各号に該当すると認めるときは、議長は必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができる。

(1) 発言が重複するとき

(2) 他人を侮辱するなど大会の品位を汚すとき

(3) その他議事を妨害または議場を混乱させるとき

(退場命令)

第13条 議長は、次の者に対して、会場からの退去を命じることができる。

(1) 代議員またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 前条に定める議長の注意または発言中止命令が再三行なわれたにもかかわらず、これに従わない者

(3) 審議に支障を生ずる恐れのある物の持込み、示威行動その他不穏当な言動により大会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

(質問に対する答弁)

第14条 代議員及び代理人は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 代議員及び代理人の質問に対する答弁は、執行委員長または書記長もしくはその指名を受けた執行委員が行なう。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

(1) 質問が大会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合

(2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合

(4) 答弁により、この組合または第三者の権利を侵害することとなる場合

(5) 代議員または代理人が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) その他正当な理由がある場合

3 執行委員長または書記長は、議長の許可を受けて組合職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第15条 代議員及び代理人並びに執行委員長は、議事運営に関する動議を提出することができる。

2 議長は、前項により動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないとして認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りでない。

3 議長は、第1項により提出された動議を取り上げようとする場合には、当該動議に賛成の代議員または代理人がいるか否かを議場へ諮り、当該動議の提出者以外に賛成の代議員または代理人が1名以上いる場合には、当該動議を審議に付さなければならない。

4 議事運営に関する動議の採決は、現に出席している代議員及び代理人の過半数で決する。この場合、代議員及び代理人の議決権の数は、各々が保有する代理権の数にかかわらず各1とする。

(修正案)

第16条 代議員及び代理人は、付議された議案を修正する案（以下、修正案という）を提出することができる。

2 議長は、修正案の提出があった場合には、当該修正案に賛成の代議員または代理人がいるか否かを議場へ諮り、当該修正案の提出者以外に賛成の代議員または代理人が1名以上いる場合には、当該修正案を審議に付さなければならない。

- 3 修正案の採決においては、書面による議決権はこれを保留として扱う。ただし、修正案に対して書面による議決権が行使されている場合は、当該議決権は有効として取り扱う。

(緊急動議)

- 第17条 代議員は、第10条に基づき、組合規約の定める大会の審議事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議（以下、緊急動議という）を提出することができる。
- 2 議長は、緊急動議の提出があったときは、当該緊急動議に賛成の代議員がいるか否かを議場へ諮り、当該緊急動議の提出者以外に賛成の代議員が1名以上いる場合には、当該緊急動議を審議に付さなければならない。
- 3 緊急動議の採決においては、書面または代理人による議決権はこれを欠席として扱う。

(審議の打ち切り)

- 第18条 議長は、質問または意見を述べようとする代議員または代理人がある場合でも、議題について質疑および討論が尽くされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。
- 2 付議された議案につき、質疑もしくは討論が続出して容易に終結しないとき、または、質疑および討論が尽くされたと認められるときは、代議員または代理人は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

(採決の方法・手続)

- 第19条 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣告し、大会の成立の状況を確認するものとする。
- 2 採決は、挙手、起立、無記名投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。
- 3 議案の採決は各議案ごとに行なわなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。
- 4 採決は、修正案、原案の順に、かつ、修正案が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行なうものとする。
- 5 保留票は議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

- 第20条 議長は、賛否の数及び採決の結果を宣言しなければならない。

(一事不再議)

- 第21条 既に否決され、または撤回された議案および動議は、特段の状況の変化がない限り、同一の大会において再び提出することができない。

(大会の打ち切り、延期および続行)

- 第22条 大会は、大会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(傍聴)

- 第23条 組合員は、大会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、代議員の代理人として大会に出席する場合を除き、議決権を有しない。
- 2 非組合員は、議長の許可を得て大会を傍聴することができる。ただし、第14条第3項で定める補助者については、執行委員長または書記長の指名を受け、議長の許可を得た場合には、第14条で定める質問に対する説明を行なうことができる。

(閉会宣言)

- 第24条 議長は、予定した議案のすべての審議を終了したとき、または第22条に基づく打ち切り、延期の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

(解釈)

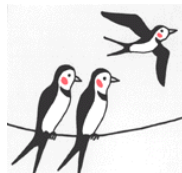
- 第25条 この規則の解釈に疑義が生じた場合は、執行委員会が決定する。ただし、大会開催中で議長が任に就いているときは、執行委員会と協議の上、議長が決定する。

(改廃)

- 第26条 この規則の改廃は、執行委員会が行なう。

付則

1. この規則は2012年 4月 1日より施行する。



2012 年度特約店のご案内を配布します。

ご活用ください。組合ホームページにも記載しています。あわせて御覧ください。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>



発行 広島大学教職員組合

(東広島事務所 本部)
東広島市鏡山 1-7-2 (広大西口 西エネルギーセンター内)
内線 (東広島 84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556
union@hiroshima-u.ac.jp

(広島事務所)
広島市南区霞 1-2-3
(霞キャンパス内 第3駐車場南側 ゴミ収集場横プレハブ1階)
内線 (霞 83) 6081 TEL/FAX 082-255-6156